

平成24年3月30日

平成24年度内閣法制局調達改善計画

内閣法制局においては、これまで随意契約の見直し等調達の改善に取り組み、一般競争入札又は公募による契約への移行を推進している。

内閣法制局では、平成22年度において、全体で約8千万円（注）の調達を実施しているところであり、平成23年度もほぼ同規模である。

平成24年度においても、調達の適正化の取組等を引き続き実施するため、次の調達改善計画を定め、一層の調達の改善に努めることとする。

（注）「平成22年度契約に関する統計」より

1. 調達改善の取組内容

（1）共同調達等

① 共同調達

事務用消耗品等の購入については内閣府と、中央合同庁舎第4号館で使用する電気の需給契約等については財務省との共同調達を実施してきており、平成24年度は更なる推進に努める。

② 競り下げ、ネットオークション

実施について検討する。

（2）旅費の効率化

旅費の効率化のため、割引制度や出張パック商品等の利用により引き続き経費の削減を図る。

（3）少額契約の公表等

① 平成24年度契約の件数、金額等を公表する。

② 少額随意契約にあっても複数者からの見積りにより安価な業者と契約するよう努める。

（4）一者応札・公募による随意契約

① 入札説明書等を取り寄せたが応募・応札しなかった理由等について、当該事業者から意見聴取等を行い、その結果を活用する。

② 競争を制限するような条件又は仕様になっていないかを検討するとともに、仕様書の内容を分かりやすく作成されているか等、仕様書の見直しを行う。

2. 進捗把握・管理等

計画の進捗状況については、定期的に取りまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

3. 自己評価の実施

上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し、公表する。

4. 調達改善の推進体制

(1) 「内閣法制局調達改善実務担当チーム」を設置し、調達改善計画の推進状況のフォローアップを行う。

(2) 構成メンバーは、次のとおり。

チームリーダー	長官総務室会計課長
サブリーダー	長官総務室調査官
構 成 員	長官総務室会計課課長補佐 長官総務室会計課用度係長 長官総務室総務課課長補佐 長官総務室総務課専門官

(3) 調達改善実務担当チームは、適宜必要に応じて開催する。

(4) 入札等監視委員会、内部監査、会計検査等における検証結果・意見等を計画の見直しに活用する。

5. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

(2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行う。